



各 位



2022年5月30日

会 社 名 アトムクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 神保 敏和
コード番号 4625
問 合 せ 先 取締役執行役員管理統括部長 富士田 学
電 話 03-3969-0471

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第75期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、第14条(電子提供措置等)の規定及び附則を新設するとともに、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別表のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月29日(水)〔予定〕
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水)〔予定〕

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 (新 設)</p> <p>第14条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第52条 (条番号繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>附則 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>1 第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては、従前の例によるものとする。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>